平成27年度 介護保険負担限度額認定申請を受け付けます

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密 着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所サービス(ショートステイ)利用時の自己負 担費用のうち、食費・居住費(滞在費)について、申請により負担が軽減されます。

軽減の対象者(次の条件をすべて満たすことが必要)

- ○本人、配偶者および世帯全員が市町村民税非課税であること。
- ○預貯金などの金額が配偶者のいない人は1,000万円以下。配偶者のいる人は合計 で 2.000 万円以下の人。

申請方法など

申請に必要な物 申請書、認定を受ける本人の印鑑および預貯金通帳など(直近の

残高が確認できるもの) の写し(配偶者のいる人は、配偶者のも

のも必要)

申請期間 7月1日(水)から

認定有効期間 申請月の1日から平成28年7月31日まで

※現在交付されている「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は、平成27年7月 31日(金)までです。8月1日以降も継続して認定を受けようとする人は、8月 31日(月)までに鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課へ申請してください。



平成27年度から、次の点が 認定要件に加えられました

- ○別世帯の配偶者の課税状況
- ○本人および配偶者の預貯金などの資産状況
- ※生活保護を受給されている人は、添付の 必要はありません。
- ※虚偽の申告により不正に支給を受けた場 合は、介護保険法第22条第1項の規定 に基づき、支給された額の返還および加 算金を求めることがあります。

対象となる預貯金など	対象の可否
現金、預貯金(普通、定期)	0
有価証券(株式、国債、地方債、社債など)、 投資信託	0
金や銀など、購入先の口座残高によって 時価評価額が容易に把握できる貴金属	0
負債(借入金、住宅ローンなど) ※預貯金などから差し引きます。	0
生命保険	×
自動車	×

市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置について

負担限度額認定に該当しない人で、施設に入所したことにより、残された世帯員の生計が困難にな る場合には、特例減額措置制度があります。

なお、認定を受ける主な条件は、次のとおりです。

- ①属する世帯の構成員の数が2以上であること
- ②世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万円以下であること
- ③世帯全員の合計預貯金等が450万円以下であること、など

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課(☎059-369-3201)

介護保険の「住宅改修」で介護が必要になった人の 在宅生活継続を支援します

心身の機能が低下して介護が必要になったとき、住み慣れた自宅で暮らし続けるためには、 住まいを安全で使いやすく整えることが重要です。「在宅での生活や介護は難しいかも…」と あきらめる前に、まずは地域包括支援センターや在宅介護支援センターへご相談ください。

介護保険の「住宅改修」制度とは?

要介護認定(要支援1・2、要介護1~5の認定)された人の住宅の「手すりの取 り付け」、「段差の解消」など、所定の改修に要した費用の一部を介護保険から支給す る制度です。支給額は、支給限度基準額(20万円)の9割(18万円)が上限です。



制度利用の流れと注意点

保 事 ア 険 申 住 施見 費 マ 者 宅 請 工積 工 の ネジ 書等 改 業も 事 支 の 修 者り の 払 ヤ 費 事 の の等 実 61 前 提 の 選依 施 協 出 支 に 択頼 全 相 **※** 議 額 談 **※**

支給対象にならない場合

- ○要介護認定されていないとき (認定の期限切れを含む)
- ○事前協議を行わずに工事を開始したとき
- ○事前協議とは違う内容で工事したとき (保険者に無断で変更し工事したとき)
- ○退院見込み等で改修したが、結局は在宅 で生活しなかったとき、など

※保険者(鈴鹿亀山地区広域連合)への事務手続きは、本人やその家族に代わってケアマネジャー (居宅介護支援専門員) が行う必要があります。

ここが 任せきりにしないことが大切! ポイント!

工事や制度利用に必要な手続きは、本来、本人やその家族が行うものです。「思っていた工 事と違った」、「予定していた支給金額が出なかった」など無用のトラブルを避けるためにも、 ケアマネジャーや施工業者に任せきりにせず、納得がいくまでよく話し合うことが大切です。

ほかの生活環境改善サービスとの組み合わせ

住宅改修は、介護保険事業以外の 事業にもあります。また、生活環境 改善には、ほかにもさまざまな方法 があり、それらを組み合わせること も可能です。家具の配置替えや福祉 用具貸与など、ほかに有効な方法が ないか、ケアマネジャーなどに相談 してください。

○独居老人宅修繕事業

介護予防を目的とした軽微な住宅改修で、三重県建設 労働組合亀山支部の奉仕活動(無料)として行われます。

○障がい者日常生活用具の給付

障がい者手帳を持つ人の生活環境を整えるため、必要 な用具や住宅の改修について一定額を補助します。

問合先 亀山地域包括支援センター「きずな」(あいあい ☎83-3575) 健康福祉部高齢障がい支援室(あいあい ☎84-3313) 在宅介護支援センター(亀山 ☎83-5920、亀寿苑 ☎84-1212、華旺寿 ☎96-3131)